

Logistics, Progress, Borderless.

YASDA

安田倉庫株式会社

証券コード：9324

第**152**回 定時株主総会

招集ご通知



日時

2020年6月26日（金曜日）
午前10時

場所

東京都港区海岸三丁目3番8号
当社本店 7階 会議室

議案

- 第1号議案 第152期剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件
- 第5号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主様におかれましては、可能な限りご出席はお控えいただき、書面又はインターネットによる事前の議決権の行使をお願い申し上げます。



書面又はインターネットによる議決権行使期限

2020年6月25日（木曜日）午後5時まで

目次

株主の皆様へ	2
第152回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	6
事業報告	32
連結計算書類	
連結貸借対照表	49
連結損益計算書	50
連結株主資本等変動計算書	51
計算書類	
貸借対照表	52
損益計算書	53
株主資本等変動計算書	54
監査報告	
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	55
計算書類に係る会計監査人の監査報告書	57
監査役会の監査報告書	59
トピックス	61
株主メモ	62
株主総会会場ご案内図	裏表紙

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

また、当社は昨年12月に創立100周年を迎えました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係各位の長年にわたるご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

さて、第152回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

当社グループは、「YASDA Next 100」の目標達成に向け、物流事業では、付加価値の高いロジスティクス・サービスの提供による取引の拡大や物流施設の拡充など事業基盤の強化を進め、不動産事業では、保有施設の適切な管理と機能の向上による稼働率の高水準化を図りました。その結果、営業収益は増収となりましたが、事業拡大に伴う租税などの増加により営業利益は減益となりました。経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は受取配当金増加などにより増益となりました。

同時に、コーポレートガバナンスの高度化を企図し、指名・報酬諮問委員会の設置と諸制度の導入を検討してまいりました。併せて、役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、株主の皆様との価値共有に資する株式報酬の導入を本総会にお諮りいたします。

当社といたしましては、利益水準等を勘案しつつ、株主の皆様のご支援に感謝の意を表するため、当期の期末配当を1株につき普通配当10円50銭と創立100周年記念配当4円を合わせて14円50銭（中間配当を加えますと通期では1株につき23円）とすることを第152回定時株主総会でご提案申し上げます。

当社グループは、「YASDA Next 100」の基本戦略である付加価値の高いロジスティクス・サービスの提供、不動産事業の維持・拡大及び経営インフラの高度化を推進させ、株主の皆様のご期待に応えてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2020年6月



代表取締役社長

藤井 信行

Logistics, Progress, Borderless.

YASDA

株主各位

東京都港区海岸三丁目3番8号
安田倉庫株式会社
代表取締役社長 藤井 信行

第152回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第152回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、議決権の行使につきましては、書面又はインターネットによって行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4ページに記載の「議決権行使のご案内」に従って2020年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2020年6月26日（金曜日） 午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区海岸三丁目3番8号
当社本店 7階 会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | 報告事項 1. 第152期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類
ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第152期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 第152期剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件
第5号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件 |

以 上

〈新型コロナウイルスに関するお知らせ〉

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主様におかれましては、可能な限りご出席はお控えいただき、書面又はインターネットによる事前の議決権の行使をお願い申し上げます。
- ・株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる予定でありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。
- ・今後の状況により、感染症の拡大防止のための新たな措置を講じる場合は、当社ウェブサイト (<http://www.yasuda-soko.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン等から議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時入力完了分まで

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2020年6月26日（金曜日）午前10時

場所 東京都港区海岸三丁目3番8号 当社本店 7階 会議室

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

■本招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、事業報告の「株式会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

■監査役及び会計監査人は、上記当社ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しています。

■株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
当社ウェブサイト <http://www.yasuda-soko.co.jp/ir/tabid/133/Default.aspx>

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

※書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効といたします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。

※パスワード（株主の皆様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

※インターネット接続に係る費用は株主の皆様のご負担となります。

※議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 平日9:00~21:00)

<ご参考> 機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

第152期の剰余金の処分につきましては、2019年12月20日に創立100周年を迎えましたことから、これまでの株主の皆様のご支援に感謝の意を表し、1株当たり4円の記念配当を実施するとともに、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案のうえ、以下の通りといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金14円50銭といたします。
(普通配当10円50銭、創立100周年記念配当4円)
なお、この場合の配当総額は419,902,803円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日といたします。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 2,200,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 2,200,000,000円

第2号議案

取締役7名選任の件

取締役全員（14名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会への諮問を経て、取締役会で決定しております。

併せて、当社は、執行役員制度を導入することによりコーポレート・ガバナンスの強化を図ります。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	藤井 信行 <small>ふじい のぶ ゆき</small> 再任	代表取締役社長
2	小泉 眞吾 <small>こ いずみ しんご</small> 再任	常務取締役
3	佐藤 一成 <small>さとう かずなり</small> 再任	常務取締役
4	鷺谷 輝雄 <small>さぎ やてる お</small> 再任	常務取締役 メディカル物流ユニット長
5	小川 一成 <small>おがわ かずなり</small> 再任	常務取締役
6	久保 信保 <small>くぼ のぶ やす</small> 再任 独立 社外	取締役
7	井福 正博 <small>い ふく まさ ひろ</small> 再任 独立 社外	取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	 <p data-bbox="220 450 427 526">ふじ い のぶ ゆき 藤 井 信 行 (1959年3月10日生)</p> <p data-bbox="198 533 322 571">再任</p>	<p>1982年 4月 株式会社富士銀行入行 2009年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員 2011年 4月 同行常務執行役員 2012年 4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 2014年 4月 同行専務取締役 2016年 4月 同行取締役副頭取 2017年 4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ理事兼 株式会社みずほ銀行理事 2017年 5月 当社顧問 2017年 6月 取締役副社長 2018年 6月 代表取締役社長（現任）</p>	21,400株
<p>【候補者とした理由】 金融機関及び当社の各事業において豊富な経験と実績を有しています。2018年より社長として当社の経営を担ってきました。引き続き取締役会の構成員として、これらの経験を活かして取締役会の機能強化に寄与することを期待し、取締役候補者となりました。</p>			
2	 <p data-bbox="220 1014 427 1090">こ いずみ しんご 小 泉 眞 吾 (1960年3月21日生)</p> <p data-bbox="198 1097 322 1135">再任</p>	<p>1982年 4月 当社入社 2005年 1月 大黒営業所長 2009年 1月 内部監査室長 2010年 6月 取締役 2013年 6月 常務取締役（現任）</p> <p>重要な兼職の状況 安田運輸株式会社代表取締役社長 日本ビジネス ロジスティクス株式会社代表取締役社長</p>	14,600株
<p>【候補者とした理由】 当社の各事業において豊富な経験と実績を有しています。引き続き取締役会の構成員として、これらの経験を活かして取締役会の機能強化に寄与することを期待し、取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	 <p>さとう かず なり 佐藤 一成 (1961年10月1日生)</p> <p>再任</p>	<p>1985年 4月 当社入社 2007年 7月 営業開発部長 2011年 6月 芝浦営業所長 2012年 6月 取締役 2015年 6月 常務取締役 (現任)</p> <p>現在の担当 情報システム部、品質管理部、物流推進部</p>	16,300株
<p>【候補者とした理由】 当社の各事業において豊富な経験と実績を有しています。引き続き取締役会の構成員として、これらの経験を活かして取締役会の機能強化に寄与することを期待し、取締役候補者となりました。</p>			
4	 <p>さざや てるお 鷺谷 輝雄 (1961年10月10日生)</p> <p>再任</p>	<p>1985年 4月 当社入社 2007年 7月 経理部長 2011年 6月 国際輸送センター所長 2012年 6月 取締役 2017年 6月 常務取締役 2019年 4月 常務取締役 メディカル物流ユニット長 (現任)</p> <p>現在の担当 営業企画部、海外・国際推進部、営業第一部、営業第二部、 営業第三部、国際営業部、メディカル物流ユニット、 ITキittingユニット</p> <p>重要な兼職の状況 YASUDA LOGISTICS (VIETNAM) CO.,LTD.CHAIRMAN</p>	11,500株
<p>【候補者とした理由】 当社の各事業において豊富な経験と実績を有しています。引き続き取締役会の構成員として、これらの経験を活かして取締役会の機能強化に寄与することを期待し、取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	 <p>おがわ かず なり 小川一成 (1962年8月7日生)</p> <p>再任</p>	<p>1987年 4月 当社入社 2005年 7月 芝浦営業所長 2011年 7月 業務部長 2014年 6月 取締役 2018年 6月 常務取締役 (現任)</p> <p>現在の担当 経理部、業務部、不動産事業部</p>	18,400株
<p>【候補者とした理由】 当社の各事業において豊富な経験と実績を有しています。引き続き取締役会の構成員として、これらの経験を活かして取締役会の機能強化に寄与することを期待し、取締役候補者となりました。</p>			
6	 <p>くぼ のぶ やす 久保信保 (1952年5月21日生)</p> <p>再任 独立役員</p> <p>社外取締役</p>	<p>1975年 4月 自治省入省 1991年 5月 広島県総務部長 1993年12月 広島県副知事 2003年 1月 総務省官房審議官 2005年 1月 同省自治行政局選挙部長 2006年 7月 同省総括審議官 2007年 7月 同省自治財政局長 2010年 7月 消防庁長官 2014年 4月 一般財団法人自治体衛星通信機構理事長 (現任) 2014年 6月 株式会社ベネフィット・ワン社外取締役 2018年 6月 当社社外取締役 (現任) 2019年 6月 株式会社ベネフィット・ワン社外取締役監査等委員 (現任)</p> <p>重要な兼職の状況 一般財団法人自治体衛星通信機構理事長 株式会社ベネフィット・ワン社外取締役監査等委員</p>	1,000株
<p>【候補者とした理由】 国家公務員としての豊富な経験と知見を有しており、また消防庁長官としての経験から、引き続き社外取締役として、当社経営全般に対して、特にリスク管理に関して有益な意見や指摘をいただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。これまで、直接会社の経営に関与した経験は有していませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	 <p>い ふく まさ ひろ 井 福 正 博 (1958年6月9日生)</p> <p>再任 独立役員</p> <p>社外取締役</p>	<p>1981年 4 月 安田生命保険相互会社入社 2003年10月 同社高知支社長 2004年 1 月 明治安田生命保険相互会社高知支社長 2011年 7 月 同社執行役 2013年 7 月 同社常務執行役 2015年 4 月 同社専務執行役 2016年 4 月 同社執行役副社長 2016年 7 月 同社取締役執行役副社長 2018年 6 月 当社社外取締役 (現任) 2020年 4 月 明治安田生命保険相互会社取締役 (現任)</p> <p>重要な兼職の状況 明治安田生命保険相互会社取締役</p>	2,100株
<p>【候補者とした理由】 金融機関の経営者としての豊富な経験と実績を有しており、引き続き社外取締役として、当社経営全般に対して、特に企業統治に関して有益な意見や指摘をいただくことを期待し、社外取締役候補者としました。</p>			

- (注) 1. 候補者井福 正博氏は、明治安田生命保険相互会社取締役を兼務しており、当社は同社との間で、資金借入などの取引がありますが、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような関係はありません。
2. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 久保 信保、井福 正博各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 久保 信保、井福 正博各氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、久保 信保、井福 正博各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、社外取締役候補者である久保 信保、井福 正博各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
7. 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2020年3月31日）現在の株式数を記載しております。また、安田倉庫役員持株会にて保有する株式数は含んでおりません。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
おおか 岡 一之 (1947年7月1日生)	1979年11月 株式会社中央倉庫入社 2007年 5 月 同社内部監査室長 2013年 5 月 フクワ商事株式会社代表取締役社長 2017年 6 月 株式会社中央倉庫常勤監査役（現任） 重要な兼職の状況 株式会社中央倉庫常勤監査役	一株
【候補者とした理由】 フクワ商事株式会社代表取締役社長等を歴任し、経営者としての豊富な経験と経営に関する高い見識を当社の監査業務に反映していただくため、補欠の社外監査役候補者としてしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岡 一之氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、岡 一之氏が監査役に就任された場合は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。

1. 提案の理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び取締役を兼務しない執行役員（以下、取締役及び取締役を兼務しない執行役員を「役員」といいます。）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本制度は、役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本議案は、2008年6月26日開催の第140回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額460百万円以内。ただし、使用人給与は含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に對して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと思います。

また、第4号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額及び参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、役員に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として役員の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役は、本制度の対象外とします。）及び取締役を兼務しない執行役員。

(3) 信託期間

2020年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）。

(4) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2021年3月末日で終了する事業年度から2022年3月末日

で終了する事業年度までの2事業年度（以下、当該2事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「次期以降対象期間」といいます。また、当初対象期間と次期以降対象期間を併せて「対象期間」といいます。）及びその後の各次期以降対象期間を対象として本制度を導入し、役員への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2020年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、132百万円（うち取締役分として80百万円）を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として次期以降対象期間ごとに、198百万円（うち取締役分として120百万円）を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、役員に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、198百万円（うち取締役分として120百万円）を上限とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

なお、当初対象期間のみ2事業年度の期間とし、次期以降対象期間を3事業年度ごとの期間としておりますのは、各対象期間の事業年度数を現中期経営計画が終了するまでの事業年度数及び次期中期経営計画の事業年度数（3事業年度を予定しております。）に合致させることが相当と判断したためであります。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、200,000株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 役員に給付される当社株式等の数の算定方法

役員には、各対象期間に関して、役員株式給付規程に基づき役位、中期経営計画の業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。役員に付与されるポイント数の合計は、当初対象期間（2事業年度当たり）においては200,000ポイント（うち取締役分として120,000ポイント）、次期以降対象期間（3事業年度当たり）においては300,000ポイント（うち取締役分として180,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、役員に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株

に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる役員のポイント数は、原則として、退任時まで当該役員に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付

役員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

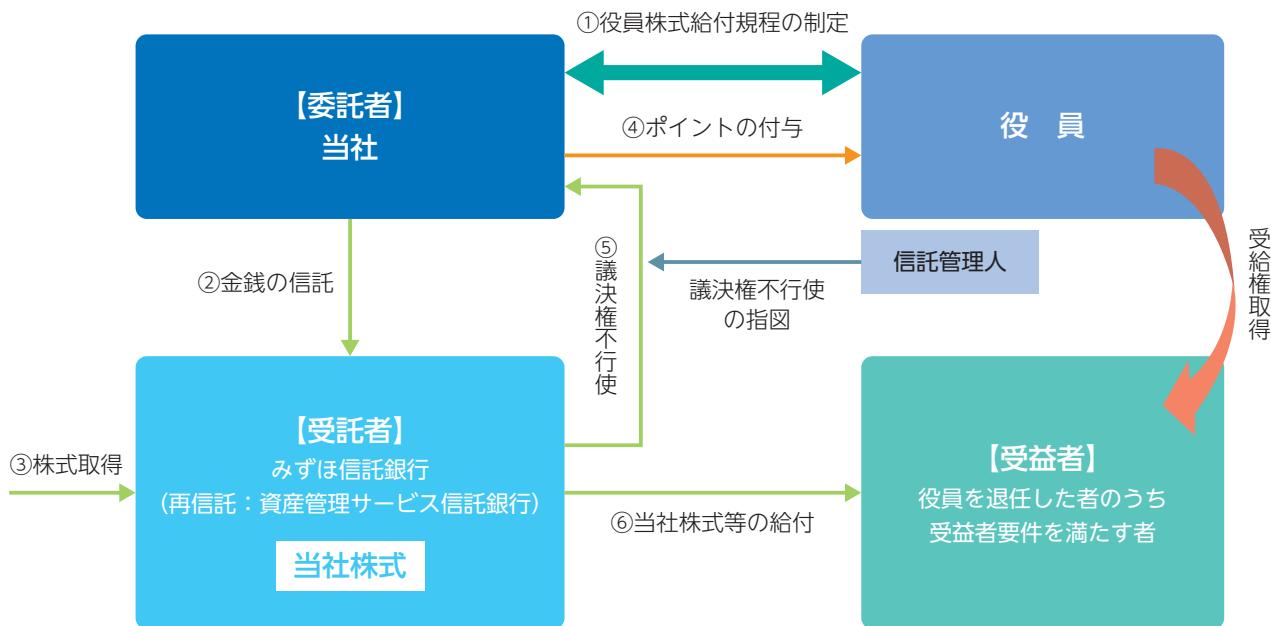
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられた後に本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、原則として、その時点で在任する役員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ①当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ②当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④当社は、「役員株式給付規程」に基づき役員にポイントを付与します。
- ⑤本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥本信託は、役員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、役員が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

当社は、2008年4月25日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「本基本方針」という）を定めるとともに、同年6月26日開催の当社第140回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入し、その後、2017年6月28日開催の当社第149回定時株主総会等における株主の皆様のご承認に基づき、手続きの明確化その他文言の整理等による一部改定のうえでこれを継続いたしました（改定後の対応策を以下、「現対応策」という）。現対応策の有効期間は、2020年6月26日開催予定の当社第152回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という）の終結の時までとされています。

この現対応策の有効期間満了に先立ち、当社は、2020年5月8日開催の取締役会において、本定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、現対応策の内容を一部改定したうえで、継続すること（以下、「本継続」という）を決議いたしましたので、本継続につきまして、ご承認をお願いいたしますと存じます。

本継続に伴い、株主共同の利益の確保・向上の観点から、形式的な語句の修正や文言の整理等のほか、以下の点を変更しております。

- (1) 当社取締役会から大量買付者に追加的な情報提供を求める場合の期限に上限（最初に情報を受領した日から起算して60日）を設定しました。
- (2) 大量買付行為が企業価値・当社株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合の類型の一部を削除し、いわゆる東京高裁四類型および強圧的二段階買収に限定しました。

記

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（本基本方針）

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

わが国の資本市場においては、対象会社の取締役会の賛同を得ずに、一方的に株式の大量買付等を行う動きもありますが、当社は、このような株式の大量買付等であっても、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う大量買付等の買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある

もの、対象会社の取締役会や株主が大量買付等の内容や条件等について十分検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者からより有利な条件を引き出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値または株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が事業の核とする物流事業および不動産事業は、公共性の高い業種であり、その社会的使命に基づき中長期的視点から計画的に設備投資を実施することが求められ、また、投下資本の回収には相当の長期間を必要とする特徴があります。永年に亘り経済のインフラを担ってきた倉庫業を基盤とする物流事業での経験および実績と、地域社会との信頼関係を基にした不動産事業での街づくりの経験および実績に基づき、当社の企業価値を確保・向上させるためには、①物流事業および不動産事業の公共性を十分に踏まえ、かつその社会的使命に基づき中長期的視点から計画的な設備投資を行うために必要なノウハウ、②永年の経験および実績により築き上げてきた地域社会からの信頼、並びに③当社グループの事業の特性を十分に理解し、物流事業および不動産事業に精通した従業員の存在が必要不可欠です。

当社株式の大量買付等を行う者（以下、「買収者」という）が、当社の財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらを中長期的に確保し、向上させることができるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量買付等の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付等の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者に関する情報も把握した上で、当該大量買付等が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付等が強行される場合には、当社の企業価値または株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値または株主共同の利益に資さない大量買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付等に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 当社の企業価値の源泉および本基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社は、発展・成長していくための基本的な考え方として「企業理念」を「信頼・創造・挑戦」と制定し、企業理念を具現化するものとして、「経営理念」を「健全な企業活動を通じ、お客様、株主、従業員、地域社会の期待に応え豊かさや夢を実現する。」と明文化しております。これらを企業活動の基軸として物流事業および不動産事業を展開し、長期に亘り経営基盤の強化と業績の安定・向上に努めてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、物流事業および不動産事業の公共性を十分に踏まえ、永年に亘り経済のインフラを担ってきた倉庫業を基盤とする物流事業での経験および実績と、地域社会との信頼関係を基にした不動産事業での

街づくりの経験および実績にあります。具体的には、①物流事業および不動産事業の公共性を十分に踏まえ、かつその社会的使命に基づき中長期的視点から計画的な設備投資を行うために必要なノウハウ、②永年の経験および実績により築き上げてきた地域社会からの信頼、並びに③当社グループの事業の特性を十分に理解し、物流事業および不動産事業に精通した従業員の存在であります。

当社は、これらの当社の企業価値の源泉を今後も継続し、発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

(2) 企業価値向上のための取組み

当社は、上記1. のとおり、倉庫業を基盤とする物流事業と、東京・横浜での不動産賃貸業を核とする不動産事業を中心に、長期に亘り経営基盤の強化と業績の安定・向上に努めてまいりました。

また、昨年12月に創立100周年を迎えた当社グループでは次の100年の成長に向けた事業体制の構築と更なる成長を目指し、2030年のあるべき姿としての「長期ビジョン2030」を実現するための計画として、2019年度から2021年度までの3年間を対象期間とする中期経営計画「YASDA Next 100」を2019年2月に策定しております。

具体的には、「YASDA Next 100」においては、お客様の潜在的なロジスティクス・ニーズを捉えたスピーディーな課題解決、保有不動産の資産価値向上による収益基盤の強化、およびグローバルに渡り合えるグループ経営インフラの確立により、「お客様ニーズに多彩なソリューションと最先端テクノロジーで応え、お客様と共にグローバルなロジスティクスカンパニーへと成長する」ことを基本方針としております。当社は、このような「YASDA Next 100」に基づき諸施策を策定・実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

3. 本基本方針に照らして不適切な者により当社が支配されることを防止するための取組み

当社は、2008年6月26日開催の第140回定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入し、その後、2017年6月28日開催の当社第149回定時株主総会等における株主の皆様のご承認を得てこれを継続しております。現対応策の有効期間は、2020年6月26日開催の第152回定時株主総会終結の時までとなっております。今般、現対応策の有効期間満了を迎えるにあたり、当社は、以下の内容（以下、「本プラン」という）にて、現対応策の継続を本定時株主総会に上程する予定です。

(1) 本プランの導入の目的

当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、(2) 以下に定めるところに基づいた具体的な対応策の導入を当社取締役会において決議し、本プランの内容を、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する大量買付等を行う者が遵守すべき手続があること、並びに、当社が、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式の交付と引換えに新株予約権を取得す

るとの取得条項が付された新株予約権の無償割当てその他当社取締役会が適切と認める対抗措置（以下、「新株予約権の無償割当て等」という）を実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）とします。

(2) 本プランについて

(a) 本プランの概要

当社は、下記 (b) に定める買付等（以下、「大量買付行為」という）を行う者または提案する者（以下、「大量買付者」という）に対し、下記 (c) 以下に定める手続（以下、「大量買付ルール」という）に従って当社株式の買付等を実施することを求めることにより、当該買付等についての情報の提供を受け、これを当社取締役会および下記 (d) の独立委員会が検討するために必要な時間を確保します。

その検討の結果、下記 (e) ①のいずれかに該当する場合には、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件などを内容とする新株予約権（以下、「本新株予約権」という）を、その時点の当社以外の株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割当てることその他当社取締役会が適切と認める措置をとることができるものとします。

(b) 対象となる買付等

本プランは下記①または②に該当する当社株券等の買付またはこれに類似する行為がなされる場合を適用対象とします。

- ①当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付
- ②当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶およびその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(c) 大量買付ルール

①意向表明書の提出

まず、大量買付者は、当社取締役会に対して、大量買付ルールに定める手続を遵守する旨の誓約文言を記載した意向表明書を日本語で提出することとします。

意向表明書には、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、大量買付行為の概要等を明示することとします。

1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。
2 金融商品取引法第27条の23第1項に定める保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。
3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される。以下同じ。
4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される。以下②において同じ。
5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。以下同じ。
6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。
7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。以下同じ。

②情報提供

次に、大量買付者は、当社取締役会に対して、以下に定めるとおり、株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大量買付情報」という）を当社取締役会が適切と判断する期限までに当社指定の書式で提供することとします。

(i) 情報提供の方法

当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日以内に、大量買付者から当初提供していただくべき大量買付情報のリストを当該大量買付者に交付します。大量買付者は、当社取締役会が指定する期限内に当社取締役会宛に当該リストに従って大量買付情報を提出することとします。

なお、当初提供していただいた情報だけでは不十分と考えられる場合に、当社取締役会は、大量買付者に対し、最初の情報提供を書面にて受領した日の翌日から60日以内に、適宜回答期限を定め、大量買付情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、大量買付者は、当該回答期限までに大量買付情報を追加的に提出することとします。

当社取締役会は、大量買付行為の提案および大量買付情報の提供が完了した事実を速やかに開示します。また、当社株主の皆様の合理的な判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、当社取締役会に提供された大量買付情報の全部または一部を開示します。

(ii) 情報提供の内容

大量買付者に提供していただく情報は、大量買付者の属性および大量買付行為の内容によって異なりますが、その主な項目は以下のとおりとします。

(A) 大量買付者グループの詳細

大量買付者およびそのグループ（共同保有者および特別関係者その他の構成員を含み、複数人または複数社含まれる場合はそのすべてを意味し、以下「大量買付者グループ」という）の名称、資本構成、主要出資者（組合員その他の構成員を含む）の名称、その経歴、沿革、事業内容、財務内容、当社事業と同種の企業ないし事業経営に関与したことがあり、または実際に営むときはその関与等の態様、その決算情報、セグメント情報など

(B) 大量買付行為の目的、方法および内容

大量買付行為の目的、買付の時期、買付の取引の仕組み、買付対価の価額・種類、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付の実現可能性など

(C) 大量買付行為実行の資金の調達方法

大量買付行為に必要な資金の総額および資金調達の方法・条件（資金提供者の氏名または名称、関連する取引の内容）など

(D) 買付価格の算定根拠

算定方法、算定の前提事実、および算定に用いた数値に関する情報など

(E) 大量買付行為完了後の経営方針、事業計画

大量買付行為完了後における当社および当社グループの経営方針、事業計画（業種・業態転換の可能性の有無を含む）、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、並びにこれらの計画実現の可能性とリスクの有無など

(F) 利害関係者の処遇方針

大量買付行為完了後における当社の従業員、取引先、お客様、地域社会その他当社に係る利害関係者の処遇方針

(G) その他、当社取締役会または後記（d）記載の独立委員会が合理的に必要と判断する情報

③取締役会および独立委員会による評価等

(i) 評価期間

当社取締役会には、当社取締役会が求める大量買付情報の提供が完了した後（大量買付情報の追加がなされた場合には追加の提供が完了した後をいう）、大量買付行為の評価等の難易度に応じ、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案等のための期間（以下、「評価期間」という）として以下の期間が与えられるものとし、評価期間が満了するまで大量買付行為を開始することはできないものとします。

(A) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合

大量買付情報提供完了時（初日不算入）より60日間

(B) その他の大量買付行為の場合

大量買付情報提供完了時（初日不算入）より90日間

但し、評価期間の終了までに、後記（d）記載の独立委員会が大量買付情報の評価、検討、意見形成、代替案立案、対抗措置の発動に関する勧告をなし得ず、合理的な範囲内において評価期間を延長する（延長期間は最大30日とする）旨の勧告を行ったときは、当社取締役会は、評価期間を延長する理由、延長期間等を開示のうえ、評価期間を延長するものとします。

(d) 独立委員会

当社は、本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するために独立委員会を設置しています。独立委員会に係る規程の概要につきましては、別紙2「独立委員会規程の概要」をご参照ください。

当社取締役会は、大量買付者による意向表明書の提出がなされたとき、または大量買付行為の事実・動向が明らかになったときに独立委員会を招集し、独立委員会に対し、大量買付情報および関連する情報、大量買付者の大量買付ルールの遵守状況等を開示したうえ、対抗措置の発動の是非等につき諮問します。

独立委員会は、大量買付者の提供する大量買付情報および関連情報等に基づき対抗措置の発動の是非等について当社取締役会に勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動・不発動について決議し、その内容を開示するものとします。

(e) 対抗措置の発動の条件とその内容等

①発動の条件

(i) 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、原則として対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告がなされた場合であって、当社の企業価値および株主共同の利益の確保の観点から必要なときには対抗措置の発動を決議するものとします。

(ii) 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合は、原則として対抗措置は発動しないものとします。但し、大量買付者の提案が「当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうもの」であるとして独立委員会により対抗措置を発動すべき旨の勧告がなされた場合、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保の観点から必要なときは、対抗措置の発動を決議することができるものとします。

独立委員会は、大量買付者の提案が「当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうもの」ではないと判断した場合は、その旨と対抗措置を発動すべきではない旨の勧告を行います。但し、独立委員会は、一旦対抗措置を発動すべきではない旨の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者による買付等が発動の条件に該当すると判断し、対抗措置を発動することが相当であると判断するに至った場合には、対抗措置を発動すべき旨の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

なお、取締役会および独立委員会は、大量買付者の買付行為が下記のいずれかの類型に該当する場合には、「当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうもの」に該当するものと判断します。

(A) 以下に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ・株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取を要求する行為
- ・当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に大量買付者やそのグループの利益を実現する経営を行うような行為
- ・当社の資産を大量買付者やそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ・当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をもって高値で売り抜ける行為

(B) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等により株式の買付を行うことをいう）等の株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

②発動の判断

当社取締役会は、独立委員会を招集し、大量買付情報およびこれに関連する情報、大量買付者の大量買付ルールの遵守状況等を開示したうえ、対抗措置の発動の是非等につき諮問します。

独立委員会は、当社取締役会から開示された大量買付者の提供する大量買付情報および関連情報等並びに独自に収集した情報を検討し、対抗措置の発動の是非等について当社取締役会に勧告を行うものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動の判断の客観性および合理性を担保するために大量買付者の提供する大量買付情報その他の情報に基づいて、弁護士等の外部専門家等の助言を得ながら、かつ独立委員会からの勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動の是非を決議します。

独立委員会が、対抗措置の発動の勧告を行った場合で、当社取締役会が対抗措置の発動が相当であると判断するときは、後記③の新株予約権の無償割当て等、会社法、その他法律および定款が取締役会の権限として認める対抗措置を発動します。

③対抗措置の内容

当社取締役会は、対抗措置を発動すると決定した時点で、会社法、その他法律および定款が取締役会の権限として認める対抗措置を選択します。当社取締役会が、具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、別紙3「新株予約権無償割当ての要項」のとおりです。

④発動の中止

当社取締役会により対抗措置の発動が決定された後、大量買付者が大量買付行為を中止もしくは撤回した場合、または当該対抗措置の発動を決定する判断の前提となった事実関係に変動が生じ、独立委員会が前記①のいずれの類型にも該当しない、もしくは該当しても対抗措置を発動することが適切でないと判断し、その旨の勧告を行った場合は、取締役会是对抗措置の発動の中止（対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、その発行の中止または無償取得をいいます）を判断することとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、2020年6月26日開催の第152回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までその効力を有するものとします。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社株主総会にて選任された取締役で構成される取締役会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとします（なお、当社は取締役の任期を1年としているため、速やかに変更または廃止することが可能となっております）。また、当社取締役会は、本プランに反しない範囲、または会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを変更する場合があります。当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

なお、本プランにおいて引用する法令は、2020年5月8日現在施行されている規定を前提としているものであり、

同日以後、法令の新設または改廃に伴って必要な場合には、当社取締役会において当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、本プランの条項または用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(4) 株主の皆様への影響

(a) 本プラン導入時に株主の皆様に与える影響

本プラン導入時においては、新株予約権の無償割当て等自体を行わないため、株主の皆様の権利・利益に直接的な影響が生じることはありません。

(b) 新株予約権の無償割当ての実行時に株主の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、これに係る決議において、別途定める割当て基準日における株主の皆様に対し、取締役会が新株予約権の無償割当てに関する決議において別途定める割当て基準日における当社の最終の発行済株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する）の同数を上限として、当社取締役会が新株予約権の無償割当ての決議において別途定める数の本新株予約権が無償で割当てられます。仮に、株主の皆様が、その行使期間内に、所定の行使価額等の金銭の払い込みその他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式は希釈化されることとなります。

但し、当社は、当社取締役会の決定により、大量買付者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、大量買付者以外の株主の皆様においては、本新株予約権の行使および所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化が生じることはなく、影響はありません。

なお、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、一株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該確定の後に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(c) 新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

①新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権の無償割当ての割当て基準日を公告します。割当て基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は本新株予約権が無償にて割当てられます。

このように、割当て基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

②本新株予約権の行使の手続

当社は、割当て基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、および株主ご

自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、表明保証内容に誤りがあった場合の本新株予約権の取扱い等についての補償条項、その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします) その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限として、当社取締役会が新株予約権無償割当てに関する決議において定める価額を払込取扱場所に払込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

③本新株予約権の取得の手続

当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、上記②にかかわらず、当社は、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を株主の皆様へ交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が大量買付者グループに属する者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

④手続の詳細についての公表等

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につき、新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、その内容をご確認ください。

4. 本プランが本基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。また、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも沿っています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大量買付等がなされた際に、当該大量買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために当該大量買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、2020年6月26日開催の第152回定時株主総会における株主の皆様によるご承認をもって継続することとしており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、上記3. (3)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランには有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、これを継続するか否かを株主の皆様にご判断いただくこととなります。さらに、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。以上の意味において、本プランの消長および内容は、当社株主の皆様の意思に基づくものとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。また、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャルアドバイザー、企業価値評価の専門家等を含む）のアドバイスまたは意見を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

また、独立委員会の判断概要について情報開示することにより、当社の企業価値および株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。なお、本プランの継続が本定時株主総会において承認された場合、独立委員会の委員には、小村武氏、田辺克彦氏、渡辺研司氏の3名が再任する予定です。その略歴については、別紙4「当独立委員会の委員の氏名・略歴」をご参照ください。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記3. (3)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株券等を大量に買い付けた者は、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会においてその廃止を決議することにより本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

なお、当社は取締役の任期を1年としているため、スローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）としての効果もありません。

以 上

※第5号議案に関連する資料として、別紙1～4をご参照ください。

当社株式の状況 (2020年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 118,500,000 株
2. 発行済株式の総数 30,360,000 株 (自己株式1,401,186株を含む)
3. 株主数 12,701 名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,045	7.06
明治安田生命保険相互会社	1,604	5.53
東京建物株式会社	1,603	5.53
株式会社みずほ銀行	1,253	4.32
大成建設株式会社	1,252	4.32
東京海上日動火災保険株式会社	1,122	3.87
安田不動産株式会社	1,020	3.52
株式会社中央倉庫	982	3.39
ヒューリック株式会社	963	3.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	657	2.26

- (注) 1. 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式を1,401,186株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 3. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して計算しております。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社経営陣から独立している、(1) 当社の社外取締役、(2) 当社の社外監査役、または (3) 社外の有識者のいずれかに該当するものの中から当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者とし、また、別途善管注意義務条項等を含む当社が指定する契約を当社との間で締結した者とする。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、社外取締役、社外監査役で独立委員会委員である者が取締役、監査役でなくなった場合には、独立委員会委員の任期も同時に終了する。
4. 独立委員会は、随時開催できることとし、その決議は委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。但し、委員に事故あるときその他やむをえない事由があるときは、委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。
5. 独立委員会の委員は、本プランが適正に運用されるよう大量買付者からの提案内容、提供情報等を検討し、その結果に基づき取締役会に対し対抗措置の発動の是非等につき勧告する。
6. 独立委員会は、対抗措置の発動の是非に関する勧告のほか、以下の職務を行う。
 - (1) 大量買付者の買付等の内容の精査・検討
 - (2) 大量買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報とその回答期限の決定
 - (3) 評価期間の延長の勧告
 - (4) 大量買付者との交渉・協議の勧告
 - (5) 取締役会に対する代替案の提供の要求・代替案の検討の勧告
 - (6) 本プランの廃止または変更の承認
 - (7) その他当社取締役会から諮問された事項
7. 独立委員会は、必要に応じて公認会計士、弁護士、フィナンシャルアドバイザー等の外部専門家等の助言を得ることができるものとし、取締役会に対し検討に要する諸費用の支払いを請求できるものとする。
8. 独立委員会の各委員は、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から職務を行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
9. 当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動等につき会社の機関としての決議を行う。

以 上

新株予約権無償割当ての要項

1. 新株予約権の内容および数

株主に割り当てる新株予約権の数は、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」という）において別途定める基準日（以下、「割当て基準日」という）における当社の最終の発行済株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する）の同数を上限として、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

2. 割当て対象株主

割当て基準日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

3. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」という）は、1株とする。但し、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合は、所要の調整を行う。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- ①新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記②に定義される）に対象株式数を乗じた価額とする。
- ②新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額（以下、「行使価額」という）は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。

5. 新株予約権の行使条件

(i) 大量買付者、(ii) 大量買付者のグループに属する者は、新株予約権を行使することができない。その他の詳細については、新株予約権無償割当て決議にて別途定めるものとする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

7. 当社による新株予約権の取得条項等

- ①当社は、新株予約権無償割当ての効力発生日から行使期間の初日の前日までの間、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、当社取締役会が別に定める日において、当該日の前営業日の時点で未行使であり、かつ上記5. の行使条件により新株予約権の行使をすることができる者が保有する新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することを内容とする取得条項、行使期間、その他の必要な事項について、新株予約権無償割当て決議にて別途定める。

以上

当独立委員会の委員の氏名・略歴

小村 武 (こむら たけし)

1939年生まれ
1963年 大蔵省入省
1988年 東京税関長
1992年 経済企画庁長官官房長
1993年 大蔵大臣官房長
1995年 大蔵省主計局長
1997年 大蔵事務次官
1998年 大蔵省財政金融研究所顧問
2001年 日本政策投資銀行総裁
2008年 財団法人ソルト・サイエンス研究財団理事長
当社社外監査役
2014年 公益財団法人資本市場振興財団理事長 (現任)

田辺 克彦 (たなべ かつひこ)

1942年生まれ
1973年 弁護士登録
1979年 田辺総合法律事務所代表 (現任)
1995年 第一東京弁護士会副会長
1997年 関東弁護士会連合会副理事長
1998年 日本弁護士連合会常務理事
2000年 三和シャッター工業株式会社 (現三和ホールディングス株式会社) 社外監査役
2007年 株式会社山武 (現アズビル株式会社) 社外監査役
2009年 サイバートラスト株式会社社外監査役
2010年 株式会社山武 (現アズビル株式会社) 社外取締役 (現任)
株式会社ミライト・ホールディングス社外取締役
2015年 株式会社JSP社外監査役 (現任)

渡辺 研司 (わたなべ けんじ)

1961年生まれ
1986年 株式会社富士銀行入行
1997年 プライスウォーターハウスコンサルタント株式会社マネージャー
2001年 プライスウォーターハウスクーパースコンサルタント株式会社ディレクター
2002年 PwCコンサルティング株式会社ディレクター
2003年 長岡技術科学大学工学部経営情報系准教授
2010年 名古屋工業大学大学院社会学専攻教授 (現任)

以上

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等により景気の緩やかな回復の継続が期待されておりましたが、米中貿易摩擦の影響や中国経済の減速懸念等に加え、2020年1月以降に顕在化した新型コロナウイルス感染症が全世界で急速に拡大し、厳しい状況で推移しました。

こうした経済情勢にあって、当社グループを取り巻く事業環境は、倉庫物流業界では国内貨物の荷動きは底堅く推移したものの、輸出入貨物の荷動きは鈍さを増し、また、不動産業界では都市部におけるオフィスビルの空室率は低い水準で継続しつつも賃料水準は小幅な上昇に留まるなど、依然として厳しい状況で推移いたしました。

このような状況のもと、昨年12月に創立100周年の節目を迎えた当社グループは、2030年のあるべき姿としての「長期ビジョン2030」と、長期ビジョンを実現するための計画として中期経営計画「YASDA Next 100」を策定し、次の100年の成長に向けた事業体制の構築と更なる成長を目指しております。その一環として、物流事業においては、付加価値の高いロジスティクス・サービスの提供による取引の拡大や物流施設の拡充など事業基盤の強化を図り、不動産事業においては、既存施設の適切なメンテナンスと機能向上の推進による稼働率の維持・向上に努め、事業拡大を推進してまいりました。

当連結会計年度における当社グループの業績は、物流事業・不動産事業とも増収となり、営業収益は、前年同期比494百万円増（1.1%増）の46,649百万円となりました。一方で、事業拡大に伴う関連施設・設備における減価償却費や物流施設取得に伴う租税公課などの営業費用が増加したことにより、営業利益は、前年同期比86百万円減（2.4%減）の3,470百万円となりました。経常利益は、受取配当金の増加などがあり、前年同期比82百万円増（1.9%増）の4,451百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比156百万円増（5.6%増）の2,947百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりです。

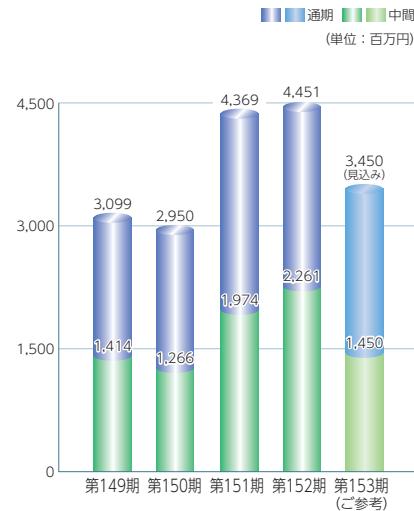
物流事業では、海上及び航空輸送における大型案件の減少などにより国際貨物取扱料が減少したものの、新規取引の開始や既存顧客の取引拡大などによる保有施設の稼働率向上及び倉庫・輸配送ネットワークの拡充により、保管料・陸運料などで増収となり、営業収益は前年同期比53百万円増（0.1%増）の39,686百万円、セグメント利益は前年同期比46百万円増（1.5%増）の3,206百万円となりました。

不動産事業では、既存施設にて高い稼働率を維持したことに加え、大規模な施工工事等の受託もあり、営業収益は前年同期比340百万円増（4.7%増）の7,560百万円、セグメント利益は前年同期比149百万円増（7.0%増）の2,274百万円となりました。

● 営業収益



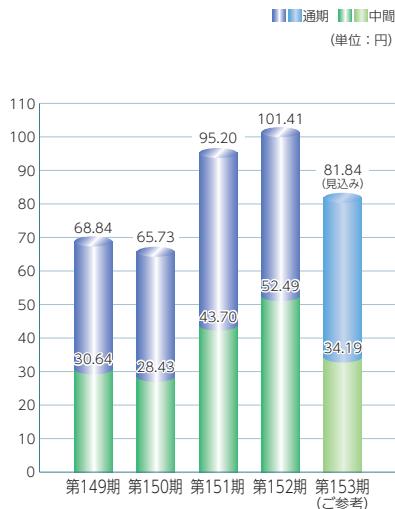
● 経常利益



● 親会社株主に帰属する当期純利益



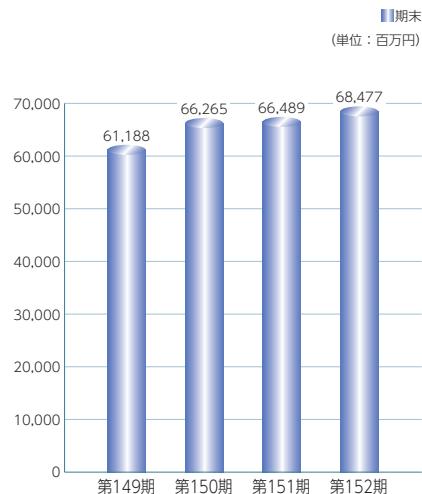
● 1株当たり純利益



● 総資産



● 純資産



- (注) 1. 上記に記載した第153期の業績見込み数値は、2020年5月8日現在で入手可能な情報に基づき判断した見通しであり、多分に不確定な要素を含んでおります。実際の業績等は、業況の変化等により、上記見込み数値と異なる場合があります。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第151期の期首から適用しており、第150期以前に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

企業集団の事業セグメント別営業収益

事業の種類別 セグメントの名称	第151期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)		第152期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)		前 期 比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
物 流 事 業	百万円 39,632	% 85.9	百万円 39,686	% 85.1	百万円 53	% 0.1
不 動 産 事 業	7,219	15.6	7,560	16.2	340	4.7
消 去	△696	△1.5	△596	△1.3	99	14.3
合 計	46,155	100.0	46,649	100.0	494	1.1

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度中において、当社グループが行った設備投資の総額（無形固定資産を含む）は、8,232百万円となりました。

(1) 当連結会計年度中に完成した主要設備

該当事項はありません。

(2) 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

<当社>

物 流 事 業：倉庫（東京都江東区東雲）2020年5月竣工予定

鉄骨造、倉庫4階建、延床面積約22,100㎡

物 流 事 業：倉庫（東京都江東区辰巳）2020年3月取得、2020年12月開設予定

鉄骨造、倉庫7階建、延床面積約17,400㎡

(3) 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

3. 資金調達の状況

当社グループは、設備投資及び長期運転資金として、金融機関より長期借入金8,830百万円の調達を行いました。

4. 重要な組織再編等の状況

2019年11月に、当社は、大西運輸株式会社（石川県金沢市）の全株式を取得し、連結子会社化いたしました。また、2020年1月に、当社は、オオニシ機工株式会社（石川県金沢市）の全株式を取得し、連結子会社化いたしました。

5. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、国内においては労働力不足等を背景に多様な働き方の推進やAI・ロボティクス等新技術の活用が進むとともに、お客様からもこれまで以上に付加価値の高いサービスの提供が期待されています。また海外においては、アジアを中心とする人口増加に伴う急速な経済発展等により、貿易量や域内消費市場の今後更なる拡大が見込まれています。

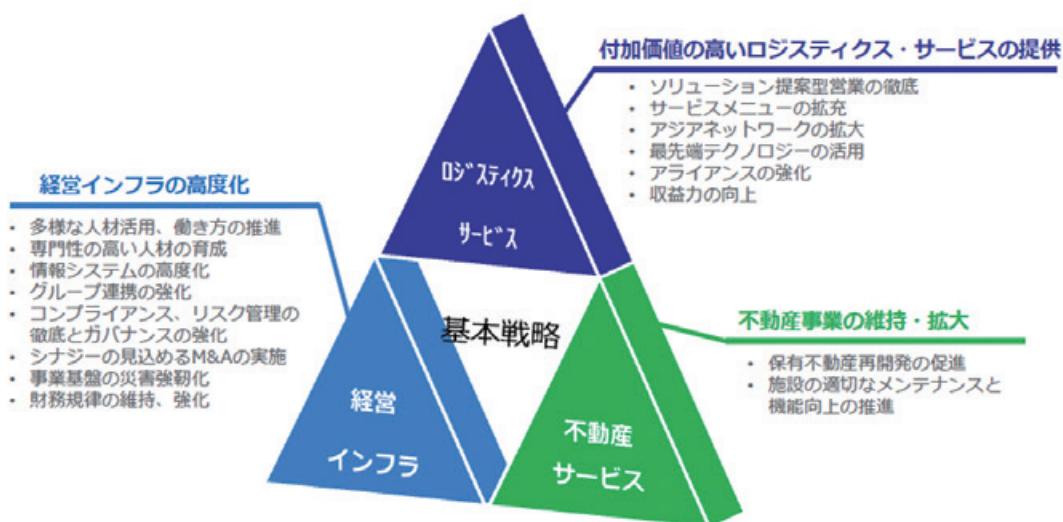
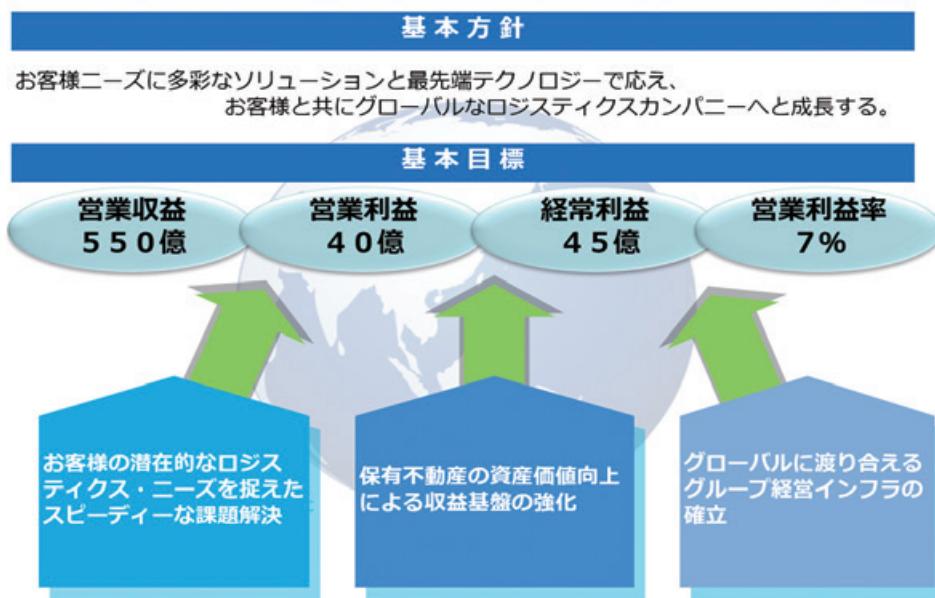
このような外部環境の変化のもと2019年12月に創立100周年の節目を迎えた当社グループでは、次の100年の成長に向けた事業体制の構築と更なる成長を目指し、2030年のあるべき姿としての「長期ビジョン2030」と、長期ビジョンを実現するための計画として2019年度から2021年度までの3年間を対象期間とする中期経営計画「YASDA Next 100」を策定しております。

中期経営計画「YASDA Next 100」における当社グループの基本方針は、「お客様ニーズに多彩なソリューションと最先端テクノロジーで応え、お客様と共にグローバルなロジスティクスカンパニーへと成長する。」を掲げ、引き続き大きな変化が予想される物流業界の中で成長を目指します。

「長期ビジョン2030」～次の100年に向けて～

『世界に誇れるYASDAブランドと革新的テクノロジーの融合で
全てのステークホルダーの期待を超える企業グループを目指す』





6. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第149期	第150期	第151期	第152期
	(2016年4月から2017年3月まで)	(2017年4月から2018年3月まで)	(2018年4月から2019年3月まで)	(2019年4月から2020年3月まで)
営 業 収 益 (百万円)	40,686	42,969	46,155	46,649
経 常 利 益 (百万円)	3,099	2,950	4,369	4,451
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,084	1,938	2,791	2,947
1株当たり当期純利益 (円)	68.84	65.73	95.20	101.41
総 資 産 (百万円)	108,954	120,092	121,420	128,471
純 資 産 (百万円)	61,188	66,265	66,489	68,477
1株当たり純資産 (円)	2,065.76	2,246.02	2,270.47	2,355.07

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第151期の期首から適用しており、第150期以前に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第149期	第150期	第151期	第152期
	(2016年4月から2017年3月まで)	(2017年4月から2018年3月まで)	(2018年4月から2019年3月まで)	(2019年4月から2020年3月まで)
営 業 収 益 (百万円)	31,313	33,394	36,186	34,637
経 常 利 益 (百万円)	2,770	2,833	3,972	4,090
当 期 純 利 益 (百万円)	1,933	1,933	2,608	2,763
1株当たり当期純利益 (円)	63.86	65.54	88.95	95.06
総 資 産 (百万円)	106,287	117,166	117,173	121,587
純 資 産 (百万円)	59,851	64,666	64,866	66,774
1株当たり純資産 (円)	2,028.49	2,199.88	2,223.20	2,305.83

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第151期の期首から適用しており、第150期以前に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
株式会社ヤスダワークス	20	62.5	倉庫荷役業
北海安田倉庫株式会社	100	100.0	倉庫業
安田運輸株式会社	125	100.0	陸運業
芙蓉エアカーゴ株式会社	50	100.0	国際貨物取扱業
日本ビジネスロジスティクス株式会社	50	100.0	物流管理サービス業
安田メディカルロジスティクス株式会社	10	100.0	倉庫荷役・保管管理業
株式会社ワイズ・プラスワン	20	100.0	人材派遣業・業務請負業
大西運輸株式会社	15	100.0	陸運業
オオニシ機工株式会社	10	100.0	一般建設業
安田中倉国際貨運代理(上海)有限公司	597万人民元	70.0	国際貨物取扱業
安田物流(上海)有限公司	1億3,400万人民元	100.0	倉庫業
YASUDA LOGISTICS (VIETNAM) CO.,LTD.	25億5,000万ベトナム・ドン	95.0	国際貨物取扱業
PT. YASUDA LOGISTICS INDONESIA	100万米ドル	67.0	国際貨物取扱業
株式会社安田エステートサービス	20	100.0	ビル管理業

- (注) 1. 2019年11月に、当社は、大西運輸株式会社の全株式を取得し、連結子会社化いたしました。
 2. 2020年1月に、当社は、オオニシ機工株式会社の全株式を取得し、連結子会社化いたしました。
 3. 当連結会計年度より、当社は、PT.YASUDA LOGISTICS INDONESIAを連結子会社化いたしました。

8. 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは当社と連結子会社14社で構成され、物流事業及び不動産事業並びにこれらに関連する業務を一体となって展開しております。

事業内容	主要業務
物流事業	倉庫業、貨物利用運送事業、貨物運送事業、通関業、港湾運送事業
不動産事業	不動産業(ビル、土地、駐車場等の開発、賃貸借、売買、仲介、管理)

9. 企業集団の主要拠点等 (2020年3月31日現在)

(1) 当社の主要な営業所等

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 港 区	新 山 下 営 業 所	神 奈 川 県 横 浜 市
芝 浦 営 業 所	東 京 都 港 区	東 扇 島 営 業 所	神 奈 川 県 川 崎 市
平 和 島 営 業 所	東 京 都 大 田 区	厚 木 営 業 所	神 奈 川 県 伊 勢 原 市
板 橋 営 業 所	東 京 都 板 橋 区	大 阪 営 業 所	大 阪 府 大 阪 市
大 井 営 業 所	東 京 都 大 田 区	茨 木 営 業 所	大 阪 府 茨 木 市
大 井 埠 頭 営 業 所	東 京 都 大 田 区	九 州 営 業 所	福 岡 県 三 井 郡
八 王 子 営 業 所	東 京 都 昭 島 市	国 際 輸 送 セ ン タ ー	東 京 都 港 区
首都圏文書・情報管理センター	埼 玉 県 加 須 市	メ ディ カ ル 物 流 ユ ニ ッ ト	東 京 都 港 区
柏 営 業 所	千 葉 県 柏 市	IT キ ッ テ ィ ン グ ユ ニ ッ ト	東 京 都 港 区
守 屋 町 営 業 所	神 奈 川 県 横 浜 市	北 京 駐 在 員 事 務 所	中 国 北 京 港
本 牧 営 業 所	神 奈 川 県 横 浜 市	香 港 駐 在 員 事 務 所	中 国 香 港
大 黒 営 業 所	神 奈 川 県 横 浜 市	ハ ノ イ 駐 在 員 事 務 所	ベ ト ナ ム ハ ノ イ
大 黒 流 通 セ ン タ ー	神 奈 川 県 横 浜 市	ジャカルタ駐在員事務所	イ ン ド ネ シ ア ジャカルタ

(2) 連結子会社等

名 称	本 社 所 在 地	名 称	本 社 所 在 地
株式会社ヤスダワークス	東 京 都 港 区	大 西 運 輸 株 式 会 社	石 川 県 金 沢 市
北海安田倉庫株式会社	北 海 道 札 幌 市	オ オ ニ シ 機 工 株 式 会 社	石 川 県 金 沢 市
安田運輸株式会社	神 奈 川 県 横 浜 市	安田中倉国際貨運代理(上海)有限公司	中 国 上 海
芙蓉エアカーゴ株式会社	東 京 都 港 区	安田物流(上海)有限公司	中 国 上 海
日本ビジネスロジスティクス株式会社	神 奈 川 県 横 浜 市	YASUDA LOGISTICS (VIETNAM) CO.,LTD.	ベ ト ナ ム ハ ノ イ
安田メディカルロジスティクス株式会社	東 京 都 港 区	PT. YASUDA LOGISTICS INDONESIA	イ ン ド ネ シ ア ジャカルタ
株式会社ワイズ・プラスワン	神 奈 川 県 横 浜 市	株式会社安田エステートサービス	東 京 都 港 区

- (注) 1. 2019年11月に、当社は、大西運輸株式会社の全株式を取得し、連結子会社化いたしました。
 2. 2020年1月に、当社は、オオニシ機工株式会社の全株式を取得し、連結子会社化いたしました。
 3. 当連結会計年度より、当社は、PT.YASUDA LOGISTICS INDONESIAを連結子会社化いたしました。

10. 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使用人数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
物流事業	1,387 (877)	408 (14)
不動産事業	73 (177)	3 (2)
全社	52 (3)	3 (2)
合計	1,512 (1,057)	414 (18)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時使用人数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 使用人数が当期において414名増加しております。主として大西運輸株式会社及びオオニシ機工株式会社の株式を取得し、連結子会社としたことによるものであります。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
408 (105)	6 (4)	40.3	13.5

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時使用人数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

11. 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社みずほ銀行(注)	10,637
農林中央金庫	4,765
株式会社三菱UFJ銀行	3,385
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,635
株式会社日本政策投資銀行	2,462

(注) 借入額には借入先の海外現地法人銀行からの借入を含んでおります。

12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 118,500,000株
2. 発行済株式の総数 30,360,000株 (自己株式1,401,186株を含む)
3. 株主数 12,701名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	出 資 比 率 (%)
損 害 保 険 ジャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	2,045	7.06
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,604	5.53
東 京 建 物 株 式 会 社	1,603	5.53
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,253	4.32
大 成 建 設 株 式 会 社	1,252	4.32
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	1,122	3.87
安 田 不 動 産 株 式 会 社	1,020	3.52
株 式 会 社 中 央 倉 庫	982	3.39
ヒ ュ ー リ ッ ク 株 式 会 社	963	3.32
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	657	2.26

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,401,186株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	藤井 信行	
常務取締役	小泉 眞吾	安田運輸株式会社代表取締役社長 日本ビジネス ロジスティクス株式会社代表取締役社長
常務取締役	佐藤 一成	情報システム部、品質管理部、物流推進部担当
常務取締役	鷲谷 輝雄	メディカル物流ユニット長 営業企画部、海外・国際推進部、営業第一部、営業第二部、 営業第三部、国際営業部、メディカル物流ユニット、 ITキittingユニット担当 YASUDA LOGISTICS (VIETNAM) CO.,LTD.CHAIRMAN
常務取締役	小川 一成	経理部、業務部、不動産事業部担当
取締役	藤田 久行	安田物流（上海）有限公司董事長
取締役	武藤 博幸	安田中倉国際貨運代理（上海）有限公司董事長総経理 安田物流（上海）有限公司董事総経理
取締役	松井 正	営業企画部長
取締役	鷓飼 巖	守屋町営業所長
取締役	細井 昌彦	ITキittingユニット長
取締役	青木 健太	業務部長
取締役	佐藤 陽一	メディカル物流ユニットメディカル営業第二部長
取締役	久保 信保	一般財団法人自治体衛星通信機構理事長 株式会社ベネフィット・ワン社外取締役監査等委員
取締役	井福 正博	明治安田生命保険相互会社取締役執行役副社長
常勤監査役	永野 明宏	
常勤監査役	改田 昌三	
監査役	米田 彰	
監査役	藤本 聡	芙蓉オートリース株式会社社外監査役（非常勤） ファーストコーポレーション株式会社社外取締役 株式会社中村屋社外監査役（非常勤）

(注) 1. 取締役久保 信保、井福 正博各氏は、社外取締役であります。

2. 監査役米田 彰、藤本 聡各氏は、社外監査役であります。

3. 監査役藤本 聡氏は、金融機関における長年の経験があり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度に係る役員の異動は次のとおりです。
2019年6月26日開催の第151回定時株主総会において、新たに、青木 健太、佐藤 陽一各氏は取締役を選任され、それぞれ就任いたしました。
6. 当事業年度中に取締役の担当等を次のとおり変更しております。

氏名	年 月 日	新役職及び担当	旧役職及び担当
鷲 谷 輝 雄	2019年 4 月 1 日付	常務取締役メディカル物流ユニット長 営業企画部、海外・国際推進部、営業第一部、 営業第二部、営業第三部、国際営業部、メディ カル物流ユニット、ITキッキングユニット担当 YASUDA LOGISTICS (VIETNAM) CO.,LTD.CHAIRMAN	常務取締役営業企画部長兼海外・国際推進部長 営業企画部、海外・国際推進部、営業第一部、 営業第二部、営業第三部、国際営業部、メディ カル物流ユニット、ITキッキングユニット担当 YASUDA LOGISTICS (VIETNAM) CO.,LTD.CHAIRMAN
小 川 一 成	2019年 6 月26日付	常務取締役 経理部、業務部、不動産事業部担当	常務取締役業務部長 経理部、業務部、不動産事業部担当
藤 田 久 行	2020年 1 月31日付	取締役 安田物流（上海）有限公司董事長	取締役会長（代表取締役） 安田物流（上海）有限公司董事長
松 井 正	2019年 4 月 1 日付	取締役営業企画部長	取締役メディカル物流ユニット長兼メディカル 営業第一部長

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数 (名)	報酬等の総額 (百万円)
取 締 役 (うち 社 外 取 締 役)	14 (2)	276 (18)
監 査 役 (うち 社 外 監 査 役)	4 (2)	62 (18)
合 計	18	339

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬額は、2008年6月26日開催の第140回定時株主総会において年額460百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないこととする。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬額は、2007年6月28日開催の第139回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。
4. 上記のほか、2008年6月26日開催の第140回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給額の未払残高が、取締役2名に対し25百万円であります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役久保 信保氏は、一般財団法人自治体衛星通信機構理事長及び株式会社ベネフィット・ワン社外取締役監査等委員であります。

なお、当社と一般財団法人自治体衛星通信機構及び株式会社ベネフィット・ワンとの間には特別の関係はありません。

取締役井福 正博氏は、明治安田生命保険相互会社取締役執行役副社長であります。

なお、当社と明治安田生命保険相互会社との間には資金借入などの取引がありますが、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような関係はありません。

監査役藤本 聡氏は、芙蓉オートリース株式会社社外監査役、ファーストコーポレーション株式会社社外取締役及び株式会社中村屋社外監査役であります。

なお、当社と芙蓉オートリース株式会社、ファーストコーポレーション株式会社及び株式会社中村屋との間には特別の関係はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

特別の関係はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役久保信保	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに出席いたしました。国家公務員としての豊富な経験・知見に基づき、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会（2020年2月28日設置）に1回開催中1回出席し、役員の指名及び報酬に関し独立した立場から意見・助言を行っております。
取締役井福正博	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに出席いたしました。金融機関の経営者としての豊富な経験・知見に基づき、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会（2020年2月28日設置）に1回開催中1回出席し、役員の指名及び報酬に関し独立した立場から意見・助言を行っております。
監査役米田彰	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに出席し、監査役会12回のうちすべてに出席いたしました。主に経営・財務管理の見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、議案の審議等に適宜、必要な発言を行っております。
監査役藤本聡	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに出席し、監査役会12回のうちすべてに出席いたしました。主に経営・財務管理の見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、議案の審議等に適宜、必要な発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役2名と社外監査役2名との間に、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額 (百万円)
①事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて必要な検証を行ったうえで会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、監査役会がその必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

VI. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

I. 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会で決議した、当社グループの業務の適正を確保するための体制は次のとおりであります。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人を含めた行動規範として企業行動憲章及び社員行動指針を定め、その周知徹底を図る。
- ②取締役の職務執行は、監査役会の定める監査の方針及び監査計画に従い、監査役の監査対象となる。
- ③取締役及び使用人の職務執行に係わるコンプライアンスについて通報相談を受ける通報相談窓口を設ける。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、文書管理規程等に従い適切に保存及び管理を行う。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社グループの事業推進に係わる損失の危険（以下、リスクという。）の管理に関しては、リスク管理規程、組織規程、職務権限規程及び関係会社管理規程並びに営業管理規程等の諸規程に従い、各部門の長がそれぞれの部門に関するリスクの管理を行うとともに、業務部がリスク管理の統括を行う。各部門の長は、リスク管理委員会、物流事業推進会議、不動産事業推進会議及び常務会等を通じて、定期的にリスクの管理状況を取締役に報告する。
- ②個々のリスクに関しては、各分野においてリスク管理を行う委員会を以下のとおり設置し、リスク管理施策の徹底を図る。

a. コンプライアンスに関するリスク	コンプライアンス委員会
b. 情報セキュリティに関するリスク	ISO推進委員会
c. 品質・環境に関するリスク	ISO推進委員会
d. 顧客満足に関するリスク	CS向上委員会
e. 安全衛生に関するリスク	安全衛生委員会
f. 自然災害に関するリスク	防災委員会

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、全社的に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、社長以下の役付取締役で常務会を組織する。常務会は取締役会の付議事項を協議するとともに、取締役会決議事項の細目の処理を検討し、あわせて社長の業務執行を補佐する。
- ②取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程及び稟議規程等においてそれぞれの責任者、その責任及び執行手続きの詳細について定める。
- ③目標の明確な付与を通して競争力の強化を図るために、中期経営計画を策定するとともに、全社及び各部署の年度業績目標を予算として編成し、予算に基づく業績管理を行う。月次の業績の進捗状況については、取締役会並びに物流事業推進会議及び不動産事業推進会議で討議する。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人を含めた行動規範として企業行動憲章及び社員行動指針を定め、その周知徹底を図る。
- ②コンプライアンス推進のため社長を委員長とするコンプライアンス委員会を取締役会の直属組織として設置し、コンプライアンスの啓蒙を図る。
- ③業務運営の適正化を図るため、すべての部署を対象として内部監査室が定期的に内部監査を実施する。内部監査の結果は社長及び関係各部署に報告される。
- ④取締役及び使用人の職務執行に係わるコンプライアンスについて通報相談を受ける通報相談窓口を設ける。また、当該窓口担当部は通報相談の状況について、適時、監査役に報告する。

(6) グループ会社の業務の適正を確保するための体制

- ①企業行動憲章及び社員行動指針を当社グループ全体に適用する規範として定め、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を図る。
- ②グループ各社の経営管理については、関係会社管理規程において関係会社の統轄部及び担当部を定め、グループ会社は重大な損失を与える事項を含む経営の重要事項について担当部に適時報告を行う。

- ③当社は、グループ全体の中期経営計画を策定するとともに、グループ会社の年度業績目標を予算として編成し、予算に基づく業績管理を行う。また、この中でグループ会社の役割・課題を明確にし、グループ全体として企業価値の向上を図る。
- ④当社は、当社の社長、取締役、監査役及びグループ会社社長が出席するグループ会社社長会・物流事業推進会議・不動産事業推進会議を定期的開催し、グループ会社社長から報告を受け又当社からの連絡事項を伝達するなど連結統治の強化を図る。
- ⑤当社は、グループ会社の業務運営の適正化を図るため、グループ会社を対象として当社内部監査室が内部監査を実施し、その結果は当社社長及び関係各部署に報告する。
- ⑥グループ会社の取締役及び使用人の職務執行に係るコンプライアンスについて、当社が直接に通報相談を受ける窓口を設ける。
- (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
- ①監査役職務を補助すべき使用人は、監査役会の要請に応じ、内部監査室所属の使用人のうち必要な人員を任命する。当該使用人は使用人業務に対し監査役の指揮命令を優先させる。
- ②監査役職務を補助すべき使用人の任命、評価及び異動は、監査役会の意見を事前に求め、これを尊重する。
- (8) 当社の監査役への報告に関する体制
- ①当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
- a. 取締役は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれのあるときは、監査役に報告する。
- b. 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議及び委員会に出席し又は付議事項の説明を受け関係資料を閲覧できる。
- c. 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧できる。
- d. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて業務執行状況の報告を行う。
- e. 当該報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止する。
- ②グループ会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
- a. グループ会社の取締役は、当社又はグループ会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれのあるときは、当社の監査役に報告する。
- b. グループ会社の取締役及び使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- c. グループ会社の通報相談制度の担当部署は、グループ会社の取締役及び使用人からの通報相談の状況について、当社の通報相談窓口担当部を通じて、適時、当社の監査役に報告する。
- d. 当該報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止し、グループ会社に周知徹底する。
- (9) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、当社の監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (10) その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ①監査役と社長との定期的な意見交換の機会を設ける。
- ②内部監査室は監査役との連携を保ち、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- (11) 反社会的勢力を排除するための体制
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力及び団体による不当要求事案等の発生時は、総務人事部を対応統括部署とし、警察等関係機関とも連携し対応する。
- (12) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムの構築を行うとともに、その整備状況及び運用状況を継続的に評価し必要な改善を図る。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度に実施した当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取り組み

当社では、当社グループ全体の取締役及び使用人を含めた行動規範として企業行動憲章及び社員行動指針を定め、その周知徹底を図っております。また、コンプライアンス推進のため社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」の設置、関連規程の整備、内部通報窓口の設置・運用、コンプライアンス研修などを継続的に実施しております。

今年度は、「コンプライアンス委員会」を2回開催し、国内外の当社グループを対象に、法令対応状況やコンプライアンス啓蒙・教育活動の進捗状況、また、内部通報制度の運用状況などを確認いたしました。更には、取締役及び使用人を対象とした「コンプライアンス研修」を開催し、コンプライアンスの徹底を行いました。

(2) リスク管理に関する取り組み

当社グループのリスク管理に関しては、リスク管理規程、組織規程、職務権限規程及び関係会社管理規程並びに営業管理規程等の諸規程に従い、各部門の長がそれぞれの部門に関するリスクの管理を行うとともに、業務部がリスク管理の統括を行っております。

今年度は、リスク管理委員会、物流事業推進会議、不動産事業推進会議及び常務会を定期的で開催し、各部門の長が、リスクの管理状況を取締役に報告いたしました。また、「コンプライアンス」「情報セキュリティ」「品質・環境」「顧客満足」「安全衛生」「自然災害」等の個々のリスクに関しては、コンプライアンス委員会を2回、ISO推進委員会を2回、CS向上委員会を2回、中央安全衛生委員会を2回、中央防災委員会を2回、それぞれ開催するなど、個々のリスクに関する対応計画・対応状況などを討議し、リスク管理施策の徹底を図りました。

(3) 当社グループの業務の適正を確保するための取り組み

当社グループ各社の経営管理については、関係会社管理規程に則り、関係会社の経営上の重要事項に関して事前承認・報告がなされております。

また、2019年度から2021年度までの3年間を対象期間とするグループ全体の中期経営計画「YASDA Next 100」に基づき、グループ会社の年度業績目標を予算として編成しました。あわせて、予算に基づく業績管理を継続して行っております。

更に、当社の社長、取締役、監査役及びグループ会社社長が出席するグループ会社社長会、物流事業推進会議、不動産事業推進会議を定期的で開催し、グループ会社社長から報告を受け又当社からの連絡事項を伝達するなど連結統治の強化を図りました。

一方、グループ会社を対象として当社内部監査室が内部監査を実施し、その結果を社長及び関係各部署に報告を行っております。

(4) 監査役監査に関する取り組み

監査役は、取締役会のほか、物流事業推進会議、不動産事業推進会議、グループ会社社長会並びにリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会などに出席するほか、各営業所及びグループ会社への往査等を行っております。

また、監査役と社長との意見交換を定期的及び必要の都度実施しております。

更に、内部監査室長は毎月の定例会議のほか適宜監査役と監査業務に関する情報交換を実施し連携を保ち、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

株式会社の支配に関する基本方針につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.yasuda-soko.co.jp/ir/tabid/133/Default.aspx>) に掲載しております。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は倉庫業を中心とする物流事業及びオフィスビル賃貸を中心とする不動産事業を主な事業としており、両事業ともに相応の設備投資を要する事業であります。従いまして、当社では今後の事業展開に備えるため適正な利益配分を行うことを基本方針としており、剰余金の配当については利益水準等を勘案し安定的な配当を維持してまいりたいと考えております。

当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

また、内部留保資金については、当社を取り巻く状況の変化に柔軟に対応すべく、物流施設、不動産施設の整備・拡充及び情報システムの開発等、事業基盤強化の原資として有効に活用するとともに、借入金の返済にも充当し、中長期的な業績の安定と向上による企業価値の増大を図ることで、株主各位のご期待にお応えできるよう努めてまいります。

以上

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期 2020年3月31日現在	前 期(ご参考) 2019年3月31日現在	科 目	当 期 2020年3月31日現在	前 期(ご参考) 2019年3月31日現在
(資産の部)			(負債の部)		
流 動 資 産	14,646	16,046	流 動 負 債	14,345	16,124
現金及び預金	7,847	7,800	営業未払金	2,731	4,574
受取手形及び営業未収金	6,186	7,549	短期借入金	4,250	3,900
その他	615	700	1年内返済予定の長期借入金	3,998	3,862
貸倒引当金	△3	△3	1年内償還予定の社債	62	—
固 定 資 産	113,824	105,374	未払法人税等	707	723
(有形固定資産)	(65,539)	(58,332)	未払費用	1,272	1,122
建物及び構築物	34,030	33,744	その他	1,321	1,940
機械装置及び運搬具	2,063	1,123	固 定 負 債	45,648	38,807
工具、器具及び備品	647	646	社 債	487	—
土地	27,946	22,692	長期借入金	27,107	20,839
建設仮勘定	850	124	繰延税金負債	11,535	11,563
(無形固定資産)	(3,579)	(2,712)	退職給付に係る負債	2,269	2,123
のれん	967	143	長期預り敷金保証金	3,922	3,967
借地権	1,016	1,016	その他	325	312
ソフトウェア	594	410	負 債 合 計	59,993	54,931
ソフトウェア仮勘定	6	154	(純資産の部)		
その他	994	988	株 主 資 本	41,129	38,970
(投資その他の資産)	(44,706)	(44,329)	資 本 金	3,602	3,602
投資有価証券	42,538	42,742	資本剰余金	2,803	2,803
繰延税金資産	422	330	利益剰余金	35,893	33,528
その他	1,768	1,279	自己株式	△1,170	△963
貸倒引当金	△22	△22	その他の包括利益累計額	27,070	27,275
資 産 合 計	128,471	121,420	その他有価証券評価差額金	27,338	27,390
			為替換算調整勘定	△375	△310
			退職給付に係る調整累計額	107	195
			非 支 配 株 主 持 分	277	243
			純 資 産 合 計	68,477	66,489
			負 債 純 資 産 合 計	128,471	121,420

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		当 期	前 期(ご参考)
		2019年4月 1日から 2020年3月31日まで	2018年4月 1日から 2019年3月31日まで
営	業 収 益	46,649	46,155
	保倉陸 庫 管 業 料	7,222	6,779
	国際 貨 運 物 業 料	8,181	8,750
	物 流 取 扱 料	13,504	12,374
	不 動 産 賃 貸 料	6,553	7,487
	そ の 他 料	1,636	1,654
営	業 原 価	40,220	40,172
	作 業 費	19,486	20,621
	人 賃 借 費	7,905	7,249
	賃 租 税 公 課	2,448	2,276
	減 価 償 却 費	974	902
	そ の 他 費	2,620	2,470
営	業 総 利 益	6,429	5,983
販	売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,958	2,426
	報 酬 及 び 給 料 手 当	1,266	1,181
	福 利 給 厚 生 費	228	210
	退 職 給 付 費	38	34
	減 価 償 却 費	124	91
	支 払 手 数 料	384	362
	租 税 公 課	232	96
	そ の 他	683	448
営	業 外 利 益	3,470	3,557
営	業 外 収 益	1,302	1,075
	受 取 配 当 金	13	5
	受 取 配 当 金 入	1,200	1,006
営	業 外 費 用	88	62
	支 払 利 息	321	263
	支 払 利 息 出	277	252
	支 払 利 息 出	43	10
経	常 利 益	4,451	4,369
特	別 利 益	18	6
	固 定 資 産 売 却 益	1	6
	投 資 有 価 証 券 売 却	16	-
特	別 損 失	246	338
	固 定 資 産 売 却 損	0	-
	固 定 資 産 廃 棄 損	132	165
	投 資 有 価 証 券 評 価 損	114	18
	企 業 年 金 基 金 脱 退 損	-	20
	退 職 給 付 制 度 移 行 損	-	133
	税金等調整前当期純利益	4,222	4,037
	法人税、住民税及び事業税	1,410	1,268
	法人税等調整額	△130	△29
当	期 純 利 益	2,943	2,798
	非支配株主に帰属する当期純利益	△4	6
	親会社株主に帰属する当期純利益	2,947	2,791

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

■当期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,602	2,803	33,528	△ 963	38,970
当期変動額					
剰余金の配当			△ 598		△ 598
親会社株主に帰属する当期純利益			2,947		2,947
自己株式の取得				△ 206	△ 206
連結範囲の変動			15		15
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	2,364	△ 206	2,158
当期末残高	3,602	2,803	35,893	△ 1,170	41,129

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	27,390	△ 310	195	27,275	243	66,489
当期変動額						
剰余金の配当						△ 598
親会社株主に帰属する当期純利益						2,947
自己株式の取得						△ 206
連結範囲の変動		△ 5		△ 5		9
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 51	△ 59	△ 88	△ 198	34	△ 164
当期変動額合計	△ 51	△ 64	△ 88	△ 204	34	1,988
当期末残高	27,338	△ 375	107	27,070	277	68,477

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期 2020年3月31日現在	前 期(ご参考) 2019年3月31日現在	科 目	当 期 2020年3月31日現在	前 期(ご参考) 2019年3月31日現在
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	8,787	12,012	流動負債	12,210	14,930
現金及び預金	4,125	4,953	営業未払金	2,496	4,504
受取手形	100	135	短期借入金	4,150	3,850
営業未収金	4,025	6,117	1年内返済予定の長期借入金	3,460	3,862
前払費用	179	202	未払金	340	386
関係会社短期貸付金	117	415	未払法人税等	529	554
その他	243	191	未払消費税等	47	544
貸倒引当金	△2	△2	未払費用	622	589
固定資産	112,799	105,160	前受金	496	507
(有形固定資産)	(61,700)	(56,322)	預り金	67	128
建物	31,265	31,203	その他	1	1
構築物	496	548	固定負債	42,602	37,376
機械及び装置	975	1,072	長期借入金	24,980	19,640
車両運搬具	5	2	繰延税金負債	11,420	11,458
工具、器具及び備品	505	581	退職給付引当金	2,007	2,020
土地	27,708	22,829	長期預り敷金保証金	3,903	3,948
建設仮勘定	741	84	その他	291	308
(無形固定資産)	(1,609)	(1,570)	負債合計	54,813	52,306
借地権	1,016	1,016	(純資産の部)		
ソフトウェア	561	378	株主資本	39,435	37,476
ソフトウェア仮勘定	4	147	資本金	3,602	3,602
電話加入権	12	12	資本剰余金	2,790	2,790
その他	14	16	資本準備金	2,790	2,790
(投資その他の資産)	(49,490)	(47,267)	利益剰余金	34,213	32,047
投資有価証券	42,474	42,668	利益準備金	462	462
関係会社株式	5,349	3,468	その他利益剰余金	33,750	31,585
関係会社長期貸付金	270	-	特別償却準備金	14	29
差入保証金	981	693	固定資産圧縮積立金	1,375	1,391
その他	436	458	別途積立金	28,950	27,150
貸倒引当金	△21	△21	繰越利益剰余金	3,410	3,014
資産合計	121,587	117,173	自己株式	△1,170	△963
			評価・換算差額等	27,338	27,390
			その他有価証券評価差額金	27,338	27,390
			純資産合計	66,774	64,866
			負債純資産合計	121,587	117,173

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期(ご参考)
	2019年4月 1日から 2020年3月31日まで	2018年4月 1日から 2019年3月31日まで
営 業 収 益	34,637	36,186
保 倉 庫 管 理 料	6,595	6,241
陸 上 運 輸 業 料	7,384	7,928
国 際 貨 物 取 扱 料	8,487	9,159
物 流 賃 貸 料	4,021	4,798
不 動 産 賃 貸 料	1,739	1,751
そ の 他	4,565	4,573
営 業 原 価	29,732	31,560
作 業 費	17,091	19,002
人 件 費	3,280	3,240
賃 借 料	1,904	1,793
租 税 公 課	925	863
減 価 償 却 費	2,387	2,348
そ の 他	4,142	4,313
営 業 総 利 益	4,905	4,625
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,115	1,696
報 酬 及 び 給 料 手 当	796	737
福 利 厚 生 費	124	109
退 職 給 付 費 用	27	24
減 価 償 却 費	110	81
支 払 手 数 料	333	304
租 税 公 課	214	81
そ の 他	508	357
営 業 利 益	2,789	2,929
営 業 外 収 益	1,558	1,288
受 取 利 息	12	9
受 取 配 当 金	1,449	1,205
営 業 外 収 入	96	73
営 業 外 費 用	258	245
支 払 利 息	221	234
営 業 外 支 出	36	10
経 常 利 益	4,090	3,972
特 別 利 益	16	1
固 定 資 産 売 却 益	—	1
特 別 損 失	16	—
投 資 有 価 証 券 売 却 益	—	—
特 別 損 失	249	343
固 定 資 産 廃 棄 損	135	170
投 資 有 価 証 券 評 価 損	113	18
企 業 年 金 基 金 脱 退 損 失	—	20
退 職 給 付 制 度 移 行 損 失	—	133
税 引 前 当 期 純 利 益	3,857	3,630
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,115	1,026
法 人 税 等 調 整 額	△ 21	△ 3
当 期 純 利 益	2,763	2,608

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

■当期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			利益剰余金合計			
				特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	3,602	2,790	2,790	462	29	1,391	27,150	3,014	32,047	△ 963	37,476
当期変動額											
特別償却準備金の取崩					△ 14			14	－		－
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 16		16	－		－
別途積立金の積立							1,800	△ 1,800	－		－
剰余金の配当								△ 598	△ 598		△ 598
当期純利益								2,763	2,763		2,763
自己株式の取得										△ 206	△ 206
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当期変動額合計	－	－	－	－	△ 14	△ 16	1,800	396	2,165	△ 206	1,958
当期末残高	3,602	2,790	2,790	462	14	1,375	28,950	3,410	34,213	△ 1,170	39,435

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	27,390	27,390	64,866
当期変動額			
特別償却準備金の取崩			－
固定資産圧縮積立金の取崩			－
別途積立金の積立			－
剰余金の配当			△ 598
当期純利益			2,763
自己株式の取得			△ 206
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 51	△ 51	△ 51
当期変動額合計	△ 51	△ 51	1,907
当期末残高	27,338	27,338	66,774

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.yasuda-soko.co.jp/ir/tabid/133/Default.aspx>) に掲載しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

安田倉庫株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 千葉 達也 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 寺岡 久仁子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、安田倉庫株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田倉庫株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないか

どうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

安田倉庫株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 千葉 達也 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 寺岡 久仁子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、安田倉庫株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第152期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかど

うかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第152期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務の状況を調査しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制等について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況等について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 事業報告の一部として当社ウェブサイトに記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」「連結注記表」「個別注記表」について、その内容を検討しました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）及びその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告の内容は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③業務の適正を確保するための体制の内容は相当であると認めます。
業務の適正を確保するための体制に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告の一部として当社ウェブサイトに記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」「連結注記表」「個別注記表」については、指摘すべき事項は認められません。また、当該ウェブサイトに記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。また、会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

連結計算書類は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。また、会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

安田倉庫株式会社 監査役会

常勤監査役 永 野 明 宏 ㊟
常勤監査役 改 田 昌 三 ㊟
監 査 役 米 田 彰 ㊟
監 査 役 藤 本 聡 ㊟
以 上

(注) 監査役米田 彰、藤本 聡各氏は、社外監査役であります。

以 上

トピックス

Logistics, Progress, Borderless.

YASDA

1. メディカル物流拠点の拡充

本年6月に開設予定の東雲営業所に続き、その近隣の東京都江東区辰巳に物流施設を取得いたしました。本施設は、りんかい線東雲駅・東京メトロ有楽町線辰巳駅より徒歩圏内、首都高速道路湾岸線新木場ICの至近に位置し、東京湾岸地区・羽田空港へのアクセスに優れた、メディカル物流拠点として最適なエリアに位置しております。

東雲営業所との一体的な運営で、メディカル物流サービスの更なる拡大を目指します。

<施設概要>

敷地面積：約5,200㎡（約1,600坪）

延床面積：約17,400㎡（約5,300坪）

地上7階建

開設予定：2020年12月



▲東京都江東区辰巳の物流施設

2. 信用格付が「A-（安定的）」に格上げ

株式会社日本格付研究所より付与される長期発行体格付が「BBB+（ポジティブ）」から「A-（安定的）」へと格上げされました。

これは、当社の物流事業での収益力強化・ネットワーク拡充、安定した不動産事業収益基盤及び今後も物流事業を中心とした堅調な業績推移が予想されることが評価されたものです。



▲個人投資家説明会の様子

3. 大西運輸・オオニシ機工との協働開始

新たに当社グループに加わった大西運輸株式会社及びオオニシ機工株式会社の北陸3県を基盤としたネットワークを活かし、関西⇄北陸、関東⇄北陸間で、グループの安田運輸株式会社と医薬品等の配送の協働を開始しております。

各グループ会社がおつサービスを有機的に結び付け、最適なソリューションを実現いたします。



▲大西運輸株式会社のトラック

4. 多彩な包装試験サービスの拡充

当社グループの日本ビジネス ロジスティクス株式会社は、包装貨物評価試験に関する国際規格の国際安全輸送協会（ISTA）認定の国内最大級の包装試験施設を有しております。

昨年、新たに複数の大型試験機を導入し、大型貨物や医療機器の包装試験サービスメニューを拡充いたしました。

今後お客様の多様なニーズにお応えすべく、専門性のあるサービスを提供いたします。



▲新規導入した大型振動試験機

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月
基準日	定時株主総会については、3月31日 その他、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告いたします。 期末配当 3月31日 中間配当 9月30日
単元株式数	100株
株主名簿管理人 特別口座 口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社
同事務取扱い場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

お問い合わせ先

	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合（特別口座の場合）
郵便物送付先	お取引の証券会社等	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電話お問い合わせ先		フリーダイヤル0120-288-324 (土・日・祝日を除く9:00~17:00)
各種手続きお取扱い店 (住所変更、株主配当金 受取り方法の変更等)		みずほ証券 本店及び全国各支店 プラネットブース(みずほ銀行内の店舗) みずほ信託銀行 本店及び全国各支店 ※トラストラウンジではお取扱いできませんのでご了承ください。
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行及びみずほ銀行の本店及び全国各支店（みずほ証券では取次のみとなります）	
ご注意	支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問い合わせ先・各種手続きお取扱い店をご利用ください。	特別口座では、単元未満株式の買取以外の株式売買はできません。証券会社等に口座を開設し、株式の振替手続を行っていただく必要があります。

公告方法	電子公告とし、当社ホームページ http://www.yasuda-soko.co.jp/ir/tabid/136/Default.aspx に掲載いたします。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。
------	---

会場

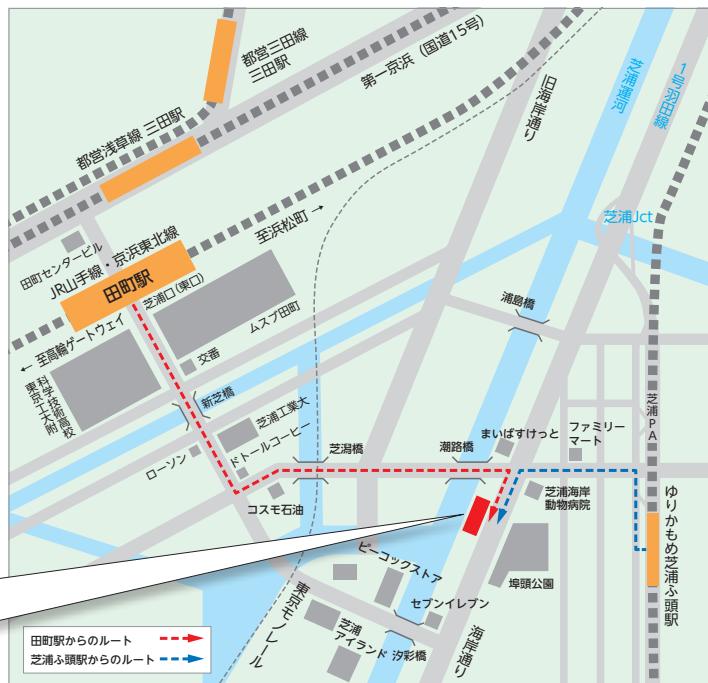
東京都港区海岸三丁目3番8号
当社本店 7階 会議室

最寄駅

- 田町駅 (JR) 及び
三田駅 (都営浅草線・三田線)
より徒歩10分
- 芝浦ふ頭駅 (東京臨海新交通
「ゆりかもめ」) より徒歩5分



当社本店



安田倉庫株式会社

本店：〒108-8435 東京都港区海岸三丁目3番8号
TEL.03-3452-7311 (代表) FAX.03-3453-9786
(証券コード：9324)
当社ホームページアドレス <http://www.yasuda-soko.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。